

# 暴力団は、いない!!



つくりましょう! 暴力団のいない街



## 神奈川県暴力団排除条例

平成23年4月1日から暴力団排除への取り組み強化

通報・相談

警察本部 暴力団対策課

な く な れ 要 求

☎ 0120-797049

神奈川県暴力追放推進センター

や く ざ せ ろ

☎ 045-201-8930

そのほか警察署・交番・駐在所へもどうぞ!!

神奈川県・神奈川県警察・(財)神奈川県暴力追放推進センター

# 条例の主な内容

## 基本理念

- 暴力団を恐れない。
- 暴力団に協力しない。
- 暴力団を利用しない。

これらを基本理念として、県民総ぐるみで連携・協力して暴力団排除を推進します。



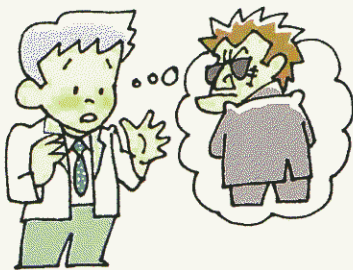
## 県の責務

- 県がリーダーシップを取ります。
- 暴力追放推進センターと協力・連携して暴力団排除を推進します。
- 県内の市町村と協力して暴力団排除を推進します。



## 県民の役割・事業者の責務

- 暴力団の活動を助けたり、利用したりすることは違反です。
- 暴力団の排除活動への参加をお願いいたします。
- 暴力団排除に役立つと思われる情報は積極的に警察等へ通報してください。



## 県の基本的施策

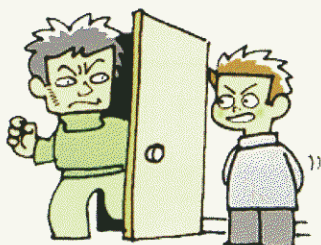
- 県は、暴力団と契約しません。
- 県は、暴力団に給付金など交付しません。
- 暴力団の活動の利益となる行事には、県の施設を使わせません。
- 警察は、暴力団から危害を加えられるおそれがある人を保護します。



## 少年の健全育成を図る措置

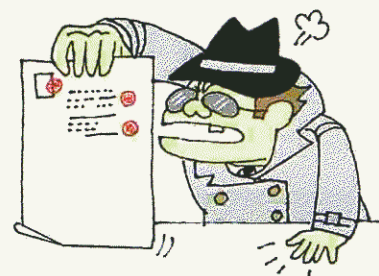
- 学校などから 200 メートル以内に暴力団事務所を新しく造ることは違反です。
- 少年を暴力団事務所に入出入りさせることは違反です。
- 少年が暴力団員と一緒にいたら警察に通報してください。

しっかり見張ってる!



## 事業活動における措置

- 取引の相手方等が暴力団関係者でないことを確認してください。
- 暴力団の威力を利用するため金品などの利益を提供することは違反です。
- 暴力団事務所になる物件の不動産取引は違反です。



神奈川県

# 暴力団排除条例

～つくりましょう！暴力団のいない街～



## 事業者のための暴力団排除条例

このリーフレットは、条例の疑問点にお答えするものです。  
県民の皆さんが条例をよく理解し、一丸となって神奈川県  
から暴力団を排除し安全で安心して暮らすことができる  
社会を実現しましょう。

神奈川県暴力追放推進センター  
神奈川県警察

# 事業者の守るべき項目

## 第22条(契約の締結等における事業者の責務)

- 事業活動で契約を結ぶとき、取引の相手方が暴力団関係者でないことを確認する。

努力義務

- 契約書に、その取引が暴力団の活動を助長等することが判明したときは、契約を解除できる旨を定める。また、判明したときは契約を解除する。

努力義務

## 第23条(利益供与等の禁止)

- 暴力団の威力を利用する目的等での暴力団関係者への利益供与を禁止
- 暴力団の活動を助長することを知らずに行う7項目の禁止行為。
  - ①暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
  - ②暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
  - ③暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
  - ④暴力団事務所の建築を請け負うこと。
  - ⑤暴力団事務所の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
  - ⑥暴力団の威力を示すための行事を行う場所を提供すること。
  - ⑦その他、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

調査・勧告・公表

# Q1

## なぜこの条例を制定する 必要があったのですか？

神奈川県では、近年、住宅街や繁華街等、県民の身近な場所で暴力団員らによるけん銃使用の凶悪事件が多発し、また、暴力団関係企業等を隠れミノとした社会経済活動への介入や、暴力団による少年の被害が把握されるなど、暴力団情勢が悪化する傾向にあります。この様な暴力団情勢にかんがみ、県や県民及び事業者が一丸となり暴力団排除に取り組むための総合的な施策を盛り込んだ条例が必要だったのです。



# Q2

## なぜ、事業者にまで規制を 設けなければならないの ですか？

ほとんどの事業者の皆さんは、暴力団と関わりを持たない善良な方です。一方、暴力団に資金を提供している人や暴力団と付き合い合ったり、利用したりすることを悪いと思わない人もおります。



このような行為が暴力団がなくなる要因のひとつになっています。この条例では、事業者による暴力団への利益供与を禁止しており、今後は勇気を持って暴力団を拒絶するように努めてください。

Q3

## 暴力団排除のために事業者は何をすべきでしょうか？

まず、暴力団は事業活動に不当な影響をあたえる存在であることをしっかり理解し、「暴力団を恐れない」「暴力団に協力しない」「暴力団を利用しない」ようにしてください。

そのうえで

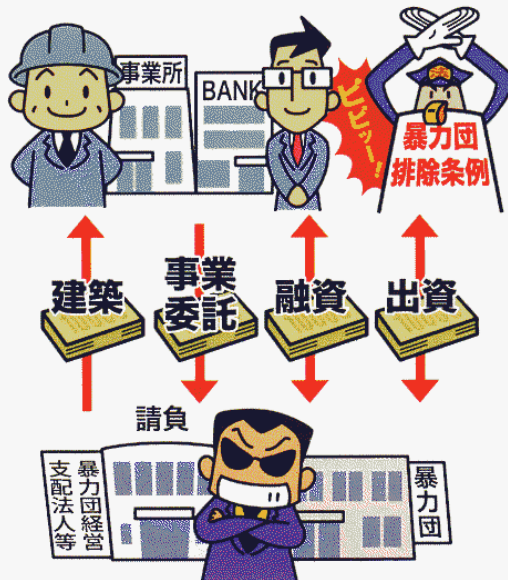
- 契約書等における暴力団排除条項の整備
  - 地域における暴力追放運動やイベント活動への参加
  - 警察への暴力団排除に役立つ情報の提供等
- 等を積極的に行ってください。



Q4

## どのような行為が「事業により暴力団を利すること」に当たりますか？

事業者が行う商取引などの行為が、暴力団にとって組織の維持、勢力の拡大に資する場合はこれにあたります。



条例では、第23条第2項(利益供与等の禁止)に、事業者が暴力団に対して行ってはいけない禁止行為7項目を列挙しています。これらの行為をすると、調査、勧告、公表の処罰が科せられます。

## Q5 暴力団員と会食したり、一緒にゴルフコンペに参加したりするなど「暴力団と交際」することは、条例で禁止されていますか？

条例には、暴力団との交際を禁止している部分はありませんが、「暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと、暴力団を利用しないこと」を基本理念としています。暴力団と交際すると暴力団に協力したり、暴力団を利用したりすることになり、基本理念に反することから絶対に暴力団との交際はやめてください。

また、暴力団と交際している企業は、県の事務事業等からの排除対象となります。



## Q6 不動産を取引する時は、具体的には何をしなければいけないのですか？

県内に所在する土地、建物を取引する時は、その相手方に対し暴力団事務所として使わないことを確認するほか、契約書等に「暴力団事務所としては使ってはいけない」旨を定めるよう努めてください。

また、あらかじめ暴力団事務所として使用されることを知りながらの不動産取引は禁止行為として公表の対象となります。



